

高萩市立小中学校適正規模・適正配置実施計画（案）

令和6年2月20日版

高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	策定の背景と必要性	1
2	関連する計画等との関係	2
3	計画期間	2
第2章	高萩市の現状	3
1	人口・児童生徒数の推移及び推計	3
2	学校設置状況	5
3	学校の位置図	6
4	学校施設の状況	7
第3章	目指す教育環境	8
1	高萩市教育大綱	8
2	高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針	9
3	目指す教育と学校像	10
第4章	学校再編	11
1	再編の内容	11
2	学校の場所	12
3	学校再編のスケジュール	13
第5章	実施計画実現のための方策	15
1	推進方法	15
2	通学環境の整備	15
3	統合準備委員会及び小中一貫教育の研究	15
4	学校跡地の利活用の検討	16
5	義務教育学校設立までのスケジュール（案）	16
第6章	計画を推進する上での留意事項	17
1	児童生徒への支援・ケア	17
2	学びや心のサポート体制	17
3	国際理解・外国語教育の推進	18
4	コミュニティ・スクールの推進	18
5	就学前教育・高校教育とのつながり	19
6	小中一貫教育のための体制づくり	19
7	計画期間後の学校再編	19
付属資料		20
資料1	令和5年5月1日現在 学区別・年齢別住民基本台帳人口	21
資料2【小学校】	令和4年度から令和11年度までの児童数・学級数	21
資料3【中学校】	令和4年度から令和17年度までの生徒数・学級数	22

資料 4	高萩市立小中学校の校地面積	22
資料 5	小中一貫教育制度	23
資料 6	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令における面積算出方法 ...	24
資料 7	高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱.....	26
資料 8	高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿.....	27
資料 9	策定経過概要.....	28

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景と必要性

全国的な少子化の傾向と同様に、高萩市においても、少子化が大きな課題となっています。本市における現在の児童生徒数は、急激な少子化などの影響により20年前の約半数まで減少し、小・中学校の小規模化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）による本市の将来人口の推計は、今後も引き続き減少を続ける見込みとなっています。このため、本市では人口減少対策として「高萩市創生総合戦略」に基づく各種施策に取り組んでいますが、それでも児童生徒数の減少は避けられず、学校の小規模化に伴い、**集団の中での児童生徒の社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい、意欲や成長が引き出されにくいといった影響などが懸念**されています。また、確かな学力の向上のための一層の取組や小中一貫教育の推進、老朽化した校舎の改築など、新たな教育課題への対応が求められています。

これらの課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の改善を図るためには、児童生徒数の動向や校舎の改築時期などを踏まえ、学校の適正規模化・適正配置を進める必要があります。

加えて、グローバル化や情報化が進展するなど社会が大きく変化するなか、教育のスタイルもGIGAスクール構想による1人1台端末の整備など大きく変わってきています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による長期休業や新しい生活様式の実践など、誰もが予想しなかった時代を迎えています。

本市では、高萩市教育大綱において「主体的に学び、未来を切り拓く地域人の育成」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが一人一人のもつ個性や能力、可能性を一層伸ばすための教育の充実に努めています。そして、新しい時代、予測困難な時代を自ら切り開く力を身に付けるためには、主体的・協働的な学びの充実が求められるなど、学校教育がますます重要な時代を迎えています。

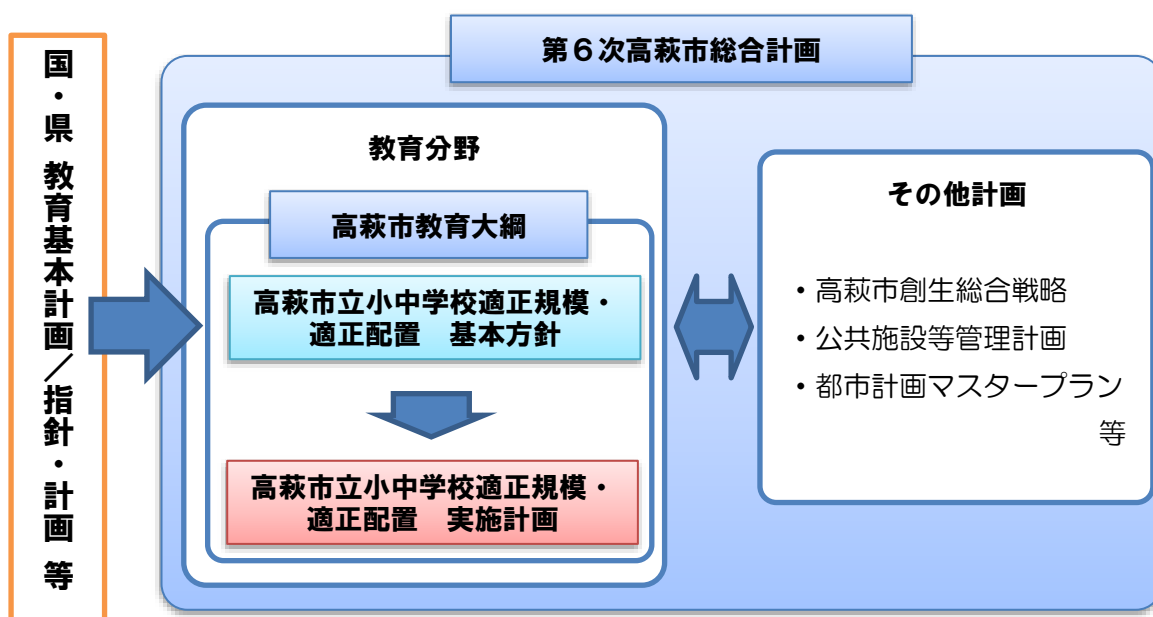
高萩市教育委員会では、令和5年3月に本市の児童生徒にとって望ましい学校規模などの方針である「高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」）」を策定しました。

本計画は、高萩市内の小・中学校施設を対象とし、基本方針を基に、児童生徒の学びの場として望ましい教育環境を整備するとともに、安全安心で魅力的な学校をつくるために必要な学校像、再編の考え方、実現のための方策を定めることを目的とします。

2 関連する計画等との関係

本計画は、令和5年3月に策定した「高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を具現化するとともに着実に推進し、児童生徒のより良い教育環境を実現するための計画です。計画の推進にあたっては、国・県の教育基本計画や本市の各種計画等と整合を図り推進していきます。

本計画の位置づけ



3 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

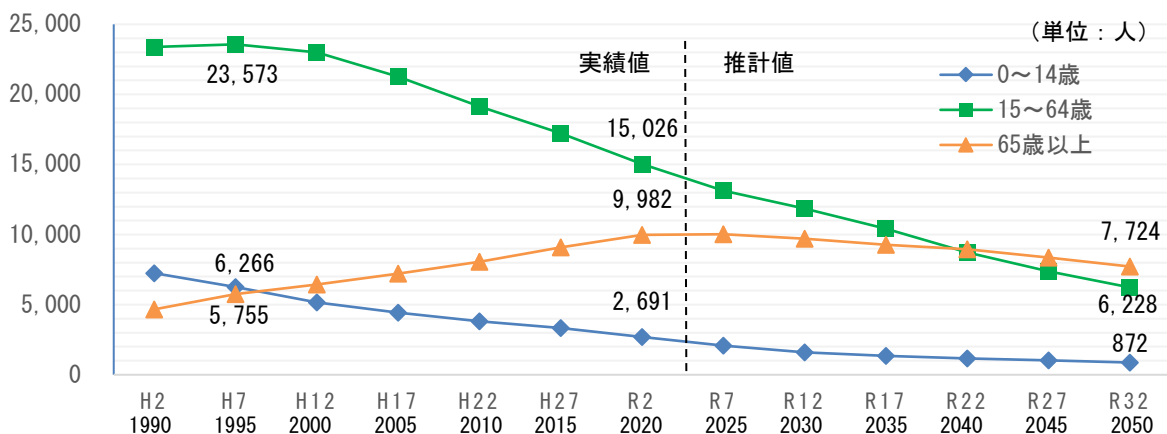
なお、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の変更などに対応するため、計画期間の中間である令和10年度に検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 高萩市の現状

1 人口・児童生徒数の推移及び推計

(1) 年齢別人口の推移と推計

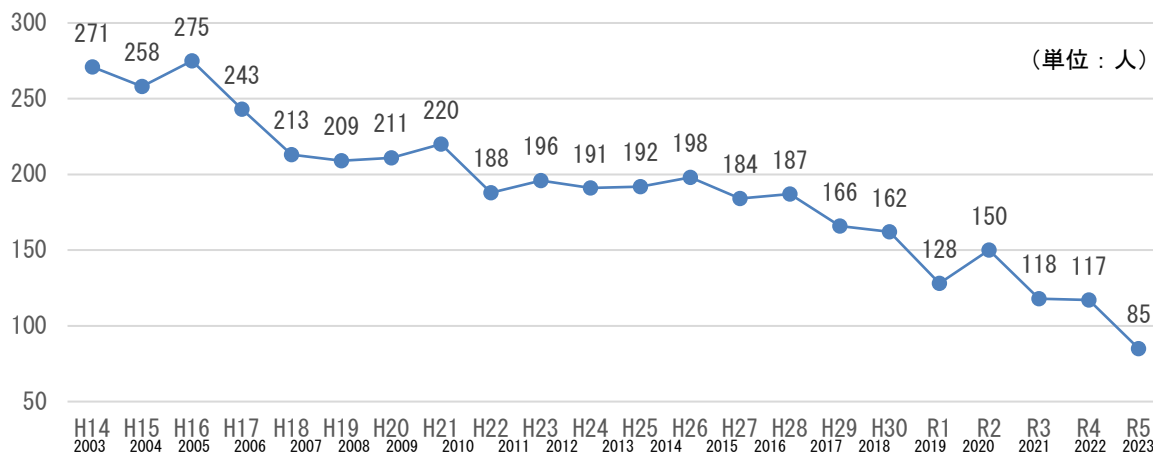
本市の人口は、市制施行の昭和29年（1954年）から平成7年（1995年）まで増加傾向にありましたが、平成7年（1995年）をピークに減少に転じています。国勢調査や社人研推計人口では、令和32年（2050年）には、令和2年（2020年）に比べ、年少人口（0～14歳）は68%減少、生産年齢人口（15～64歳）は59%減少し、老年人口（65歳以上）は23%減少することが予測されています。令和22年（2040年）には、生産年齢人口と老年人口が逆転する予測です。



出典：国勢調査、社人研推計人口

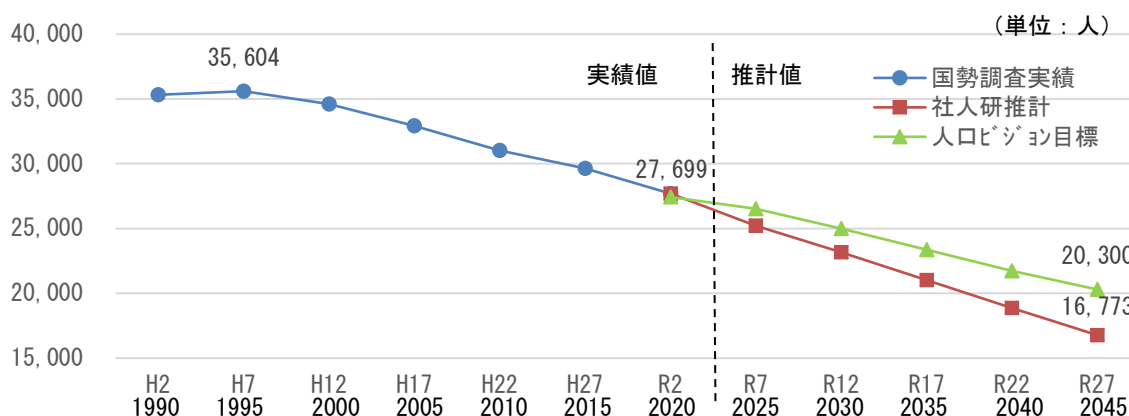
(2) 出生数の推移

出生数は年々減少傾向が続きます。令和5年の出生者数は85人であり、20年前の平成15年と比較して約3分の1となっています。



(3) 人口の推移と推計

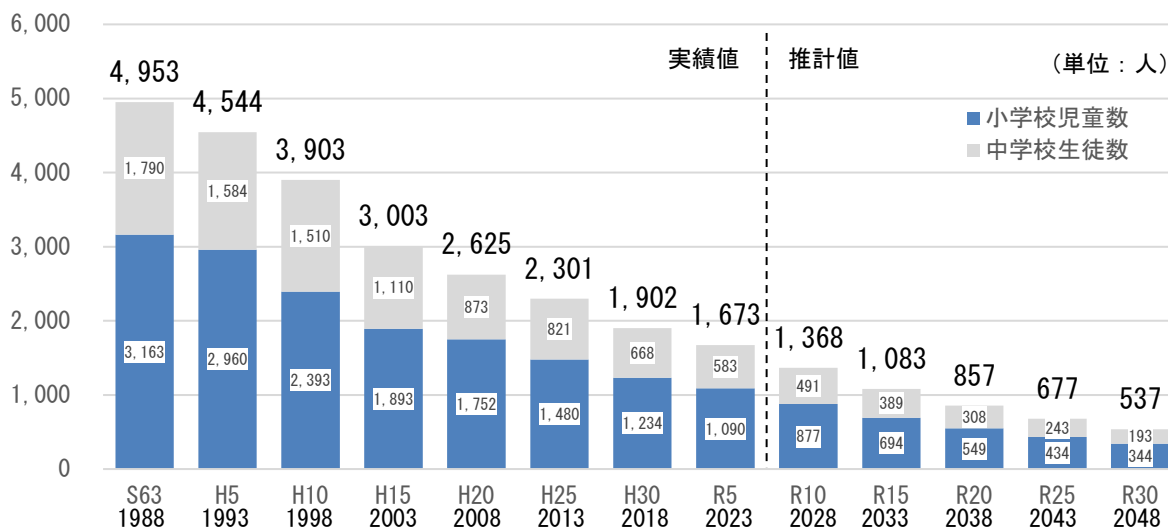
本市では平成 27 年 10 月に「高萩市創生総合戦略」を策定し、合計特殊出生率の向上や社会移動の均衡を図るなどの各種施策を講じることで、人口減少の抑制に取り組んでいます。この市の政策を反映した目標値と社人研の推計を次のグラフに表します。学校再編を考えるにあたっては、過剰な施設を想定しないよう、社人研推計を基本に考えています。



出典：国勢調査、社人研推計人口、高萩市人口ビジョン（改定版）

(4) 児童生徒数の推移と推計

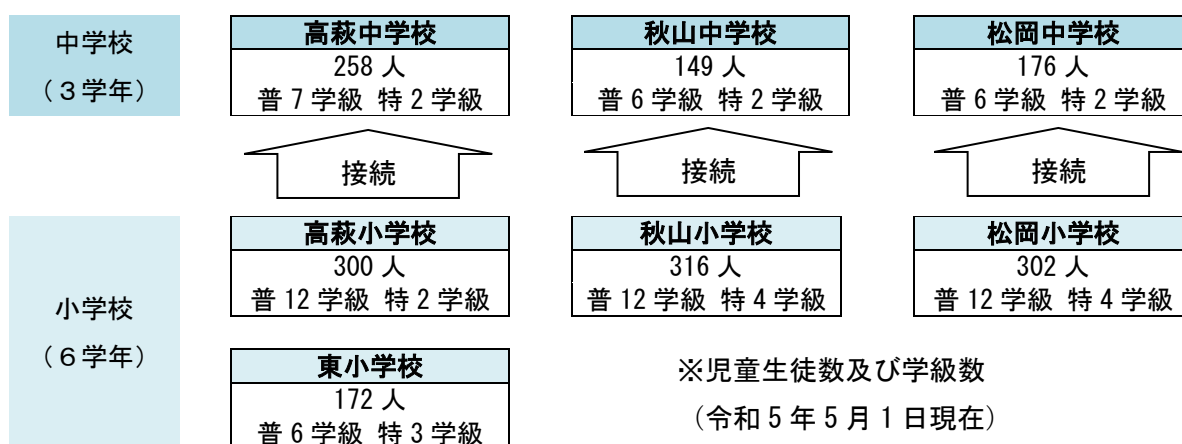
児童生徒数の推計は社人研推計の年齢別人口の 5～14 歳に基づき推計しています。令和 5 年（2023 年）の小学校の児童数は 1,090 人、中学校の生徒数は 583 人となっており、今後も人口の減少に伴い児童生徒数の減少が見込まれています。将来推計では、20 年後の令和 25 年（2043 年）には、現在より約 60%減少する見込みとなっています。



出典：学校基本調査

2 学校設置状況

本市には小学校4校と中学校が3校あります。令和5年5月1日現在、4つの小学校のうち、高萩小学校、秋山小学校及び松岡小学校の3つの小学校がいずれも各学年2学級で児童数は約300人となっています。東小学校は他の小学校より規模が小さく、各学年1学級で児童数は172人となっています。中学校では、高萩中学校が最も大きく、学級数は7学級、生徒数は258人となっています。秋山中学校と松岡中学校は各学年2学級で、生徒数はそれぞれ149人と176人となっています。



高萩市立小学校の児童数（令和5年5月1日現在）

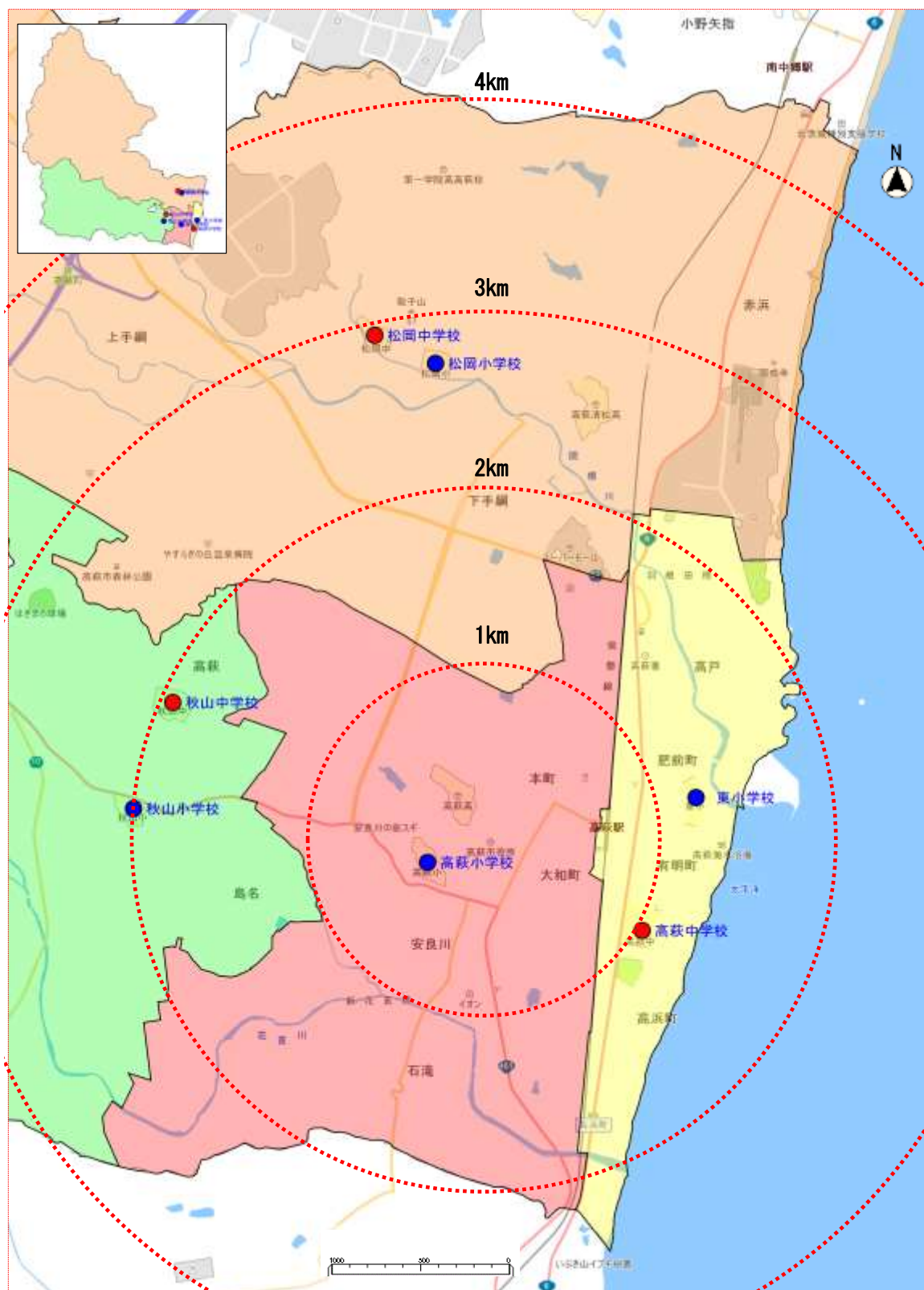
区分		通常学級							特別支援学級	総計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
高萩小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	14
	児童数	44	49	44	56	44	49	286	14	300
秋山小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	4	16
	児童数	55	49	48	44	49	46	291	25	316
松岡小学校	学級数	2	2	2	2	2	2	12	4	16
	児童数	42	37	38	48	63	56	284	18	302
東小学校	学級数	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	児童数	28	24	28	27	24	27	158	14	172
計	学級数	7	7	7	7	7	7	42	13	55
	児童数	169	159	158	175	180	178	1,019	71	1,090

高萩市立中学校の生徒数（令和5年5月1日現在）

区分		通常学級				特別支援学級	総計
		1年	2年	3年	計		
高萩中学校	学級数	2	2	3	7	2	9
	生徒数	76	73	101	250	8	258
秋山中学校	学級数	2	2	2	6	2	8
	生徒数	58	42	45	145	4	149
松岡中学校	学級数	2	2	2	6	2	8
	生徒数	46	64	54	164	12	176
計	学級数	6	6	7	19	6	25
	生徒数	180	179	200	559	24	583

3 学校の位置図

下の図は、各小中学校の位置と小学校の学区を色分けした図です。高萩市は市域の約80%が山間部であり、山間部を除いた地域に約98%の人口が集中しています。市内の全ての小・中学校は、高萩市役所を中心に半径3km以内に配置されている状況です。



4 学校施設の状況

本市の公共施設の約3割を占めているのが学校施設です。それらの多くは、第2次ベビーブームの世代が小中学生の頃である40～50年前に建てられたものであり、主要な建物21棟の内、12棟が築40年以上経過するなど老朽化が進んでいます。そのため、修繕を必要とする箇所が年々増加してきています。また、昭和56年6月以前に建築された旧耐震基準の建築物については、平成23年から平成28年にかけて耐震補強を実施し、本市の小・中学校については耐震化が完了しています。

[小学校]

学校名	建物名	構造/階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	備考 (耐震改修年)
高萩小学校	校舎棟	RC/3F	2,421	1969	54	2012(平成24年)
	校舎棟	RC/3F	3,586	1976	47	2012(平成24年)
	体育館	S/2F	951	1978	45	2013(平成25年)
秋山小学校	校舎棟	RC/3F	3,467	1982	41	—
	校舎棟	RC/1F	608	2015	8	—
		W/2F				
体育館	S/2F	733	1978	45	2013(平成25年)	
松岡小学校	校舎棟	RC/2F	4,680	2010	13	—
	体育館	S/2F	681	1973	50	2012(平成24年)
東小学校	校舎棟	RC/3F	765	1973	50	2014(平成26年)
	校舎棟	RC/3F	3,374	1996	27	—
	校舎棟	RC/2F	1,784	1998	25	—
	体育館	S/2F	928	1977	46	2011(平成23年)

[中学校]

学校名	建物名	構造/階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	備考 (耐震改修年等)
高萩中学校	校舎棟	RC/3F	3,342	1975	48	2016(平成28年)
	校舎棟	RC/3F	2,912	1977	46	
	体育館	RC/2F	1,241	2011	12	—
秋山中学校	校舎棟	RC/3F	2,704	1992	31	—
	校舎棟	RC/3F	2,954	1994	29	—
	体育館	S/1F	837	1972	51	2011(平成23年)
松岡中学校	校舎棟	RC/3F	2,688	1985	38	—
	校舎棟	RC/3F	553	1992	31	—
	体育館	S/2F	659	1972	51	2014(平成26年)

※「新耐震基準」1981(昭和56)年6月

第3章 目指す教育環境

1 高萩市教育大綱

近年、急速な人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化、AIなどの技術革新により、社会は大きく変化しています。教育分野においても、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実、ICT（情報通信技術）を活用した新たな学習体制の構築など、様々な課題が生じています。これら多くの課題に対応するためには、教育委員会と市長部局が教育施策の方向性を共有し、教育・保育・子育ての連携を保ちながら、学校・家庭・地域・企業・行政が一体となって取り組むことが必要です。本市では、このような状況における今後の教育行政の在り方を示すため、教育大綱を策定し、各種教育施策に取り組んでいます。

（1）教育の基本理念

主体的に学び、未来を切り拓く地域人の育成
～地域全体で「たかはぎ」に誇りと
愛着をもった人を育て次世代につなごう～

学校、家庭、地域及び企業などが連携し、自立した心を持ち、豊かな心と健やかな体、確かな学力を身に着け、たくましくバランスのとれた子どもたちを育み、市民一人一人が「たかはぎ」に誇りと愛着を持ち、次の世代を支え育てる「人づくり」を進めます。

（2）学校教育の基本政策

～豊かな心と健やかな体を持つ
生き生きとした萩っ子を育てます～

一人一人の個性や能力、可能性を広げる教育内容を充実させ、生涯をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体を持つ、生き生きとした萩っ子を育てます。

地域の特性や実態に合わせた指導体制や教育施設の充実に努め、豊かで安心して学べる教育環境を構築していきます。

出典：高萩市教育大綱

2 高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針

本市では、児童生徒数の減少により学校が小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向け、学校の適正規模の基準と適正配置の方向性を定めた「高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を令和5年3月に策定しました。

○学校の適正規模

	基準	理由
小学校	各学年2学級以上	・全学年でクラス替えが可能となること ・同学年に複数の教員が配置できること
中学校	各学年3学級以上	・部活動の選択肢が増えること ・国語・社会・数学・理科・英語に複数教員を配置することで十分な教育効果が期待できること

※国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則において、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」としています。

将来的に人口減少が進み前述の基準を満たすことができない場合を見込み、小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保し、様々な体験を積むことができるよう、一定の集団規模を確保できる小中一貫教育の導入について、併せて検討していきます。

○適正配置の方向性

通学に関しては、距離だけでなく、児童生徒の発達段階、道路の状況など児童生徒の負担や安全面を十分に考慮する必要があると考えます。

このため、本市においては、適正配置に関する基準は設けずに柔軟に対応するとともに、一定の通学時間を要する場合や地理的な条件などにより徒歩又は自転車での通学が困難と思慮される児童生徒については、公共交通の利用やスクールバスの導入により、児童生徒や保護者に過度の負担をもたらさないよう配慮していきます。

適正配置の基準は設けず、一定の通学時間を要する児童生徒については、公共交通やスクールバスにより通学することとします。

3 目指す教育と学校像

(1) 小中一貫教育の推進

全国的に小中連携教育や小中一貫教育が取り組まれています。この大きな理由は、中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中一ギャップ」への効果的な対応の必要性です。

小中一貫教育の導入により、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっている中で、児童生徒にとっては1年生から9年生までの異学年交流を行うことが容易になり、上級生に対する敬いや憧れ、下級生に対する思いやりの心などが互いに育まれます。さらに、学習面においては、教科担任制によって専門性をもった教員が授業を行うことで、分かりやすさと同時に学習へのつまずきに対して丁寧にかかわって指導することができ、児童生徒の学力の向上につながるものと考えています。

一方、教員にとっては、異校種の教員が必然的に連携し理解し合わなければならない場面が増え、9年間の個の学びや育ちを全教員が共有し協力関係を構築することによって、児童生徒一人一人の良さを多面的・多角的に評価し、資質や能力を伸ばすことができるようになります。また、これまでの小学校教員におけるきめ細かな指導や、中学校教員の専門性を生かした指導を双方が行うことで、9年間の学びを見据えた教科の系統性に対する意識が深まり、教員の授業力向上につながります。さらに、担当する業務を複数で行うことにより、業務の効率化が図られ、教育内容の充実や教員の資質向上につながれることもできます。

以上のことから、9年間の学びと育ちをつなぐ新しい学校の形である小中一貫教育を取り入れ、本市の教育をさらに充実させたいと考えています。

(2) 目指す学校像

学校は、すべての児童生徒にとって、学びやすく、友達と会うことが楽しく、毎日通いたいと思えるものであるべきです。高萩市教育大綱に掲げる基本理念である「主体的に学び、未来を切り拓く地域人の育成～地域全体で「たかはぎ」に誇りと愛着をもった人を育て次世代につなごう～」を実現するため、特別支援教育を含め、すべての児童生徒の特性に応じた、きめ細かな対応をするとともに、日常的かつ継続的に、多様な人と関わりながら、さまざまな体験を通して学べる環境をつくります。

また、児童生徒と教職員だけでなく、児童生徒の学びや育ちに関わるすべての人たちに愛される学校となるようにするとともに、多くの市民が活動や交流をする場としての役割を担うことができるようにします。

さらに、児童生徒は平日の多くの時間を学校で過ごします。児童生徒が安心して学校生活を送り、また災害時には、市民の避難所として自然災害に強く、防災機能を充実した学校とします。

第4章 学校再編

前章の基本方針及び目指す教育と学校像などを基に、様々な配慮をしながら、本市教育の基盤となる学校配置とするため、小中学校の再編を進めます。なお、再編にあたっては、より良い学習環境の整備の観点から、以下の考え方を基本に再編を進めます。

- ① 各中学校区で9年間を見通した小中一貫教育の導入
(いわゆる「中一ギャップ」への効果的な対応、
小中一貫教育による一定の集団規模の確保)
- ② 安全安心な学校
(浸水想定区域内設置の解消など)

1 再編の内容

市内の小中学校7校の内、4校が津波又は大雨の浸水区域内に設置されています。特に東小学校及び高萩中学校は津波の浸水想定区域内に位置しており、津波の場合、地震発生からの影響開始時間が25分程度と短く、児童生徒の安全面を考慮すると津波浸水想定区域外に施設を移設することが望ましいと考えます。また、東小学校は令和5年度現在、各学年1学級であり、本市の学校規模の基本方針である各学年2学級以上を満たしていない状況です。このため、東小学校と同じく高萩中学校に接続する高萩小学校との統合を進めます。統合にあたっては、前章の目指す教育と学校像で示すとおり、9年間の義務教育期間を通じて学びと育ちをつないでいける小中一貫教育を導入するものとし、さらに、小中一貫教育を効果的にできる施設一体型の義務教育学校を新設するものとしします。

秋山小学校及び秋山中学校、並びに松岡小学校及び松岡中学校においても、小規模化が進むという課題があります。このため、一定の集団規模を確保するとともに、児童生徒が小中一貫教育のメリットを享受できるよう、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標・教育課程を編成・実施する小中一貫教育を導入します。

なお、本再編内容では本市が目指す学校規模である小学校各学年2学級以上、中学校各学年3学級以上を満たすことができません。将来的にさらに人口減少が進み、より良い教育環境を維持することが困難であると判断される場合、中学校区の統合も検討しなくてははいませんが、学校は地域のコミュニティ機能や防災施設としての役割があります。このため、地域に小学校及び中学校が無くなることへの影響を鑑み、中学校区の統合については、慎重に検討するものとし、本計画期間内においては、各中学校区に小中学校を維持し、小中一貫教育を導入することで、小規模校で不足しがちな児童生徒の社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保することとします。

高萩中学校区	秋山中学校区	松岡中学校区
<p>施設一体型義務教育学校を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 高萩小学校、東小学校及び高萩中学校を統合し義務教育学校を新たに設置する。 学校の設置場所は津波浸水想定区域外とする。 	<p>併設型小中一貫型小学校・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中学校区において、既存の小学校及び中学校の枠組みを残したまま、施設分離型の小中一貫教育を導入する。 児童生徒の減少に応じ、各中学校区において小中施設の集約の検討をする。 	

■津波及び洪水時の浸水想定地区に位置する学校

区分	配置されている学校
津波浸水想定区域内 (浸水深 2.0~5.0m)	東小学校、高萩中学校
洪水浸水想定区域内 (浸水深 3.0~5.0m)	東小学校、高萩中学校、松岡小学校、松岡中学校
土砂災害警戒区域内	なし

津波浸水想定区域：東日本大震災の再来（Mw=9.0）又は地震調査研究推進本部から H23 年 11 月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を基に想定した地震（Mw=8.4）

洪水浸水想定区域：関根川の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨（流域全体に 24 時間雨量 687.8mm、ピーク時 1 時間 104.6mm）に伴う洪水により関根川が氾濫した場合を想定

出典：高萩市防災マップ

2 学校の場所

（1）義務教育学校（高萩小学校・東小学校・高萩中学校）

東小学校及び高萩中学校は津波浸水想定区域内に配置されています。児童生徒が安全な環境で学ぶことができるようにするため、新設校は津波浸水想定区域外に設置するものとします。

校地の選定については、既存の高萩小学校敷地を利用しての建替又は大規模改修をすることも候補の一つとしますが、高萩小学校周辺の道路が狭隘であることや仮設校舎の建設が必要であることなどの課題もあります。このため、新たに学校用地を求めることも併せて検討します。新たな学校用地は、多くの児童生徒が徒歩又は自転車で通える場所で、かつ、学校周辺の道路やインフラなどの状況を踏まえ、関係機関と連携を図って選定します。これらの条件に合い、総事業費が抑えられる場所を選定すべく、候補となる場所について必要な調査を行い、校地を決定するものとします。

(2) 既存の秋山小学校及び秋山中学校並びに松岡小学校及び松岡中学校

既存の小学校及び中学校の枠組みを残したまま、各中学校区で施設分離型の小中一貫教育を推進し、単独の小学校及び中学校では確保できない、十分な集団規模を確保した教育活動を行います。なお、それぞれの施設は、健全な教育活動を継続できるよう適切に管理し、児童生徒が安全に学ぶことができるよう努めます。

また、児童生徒の減少により、各学校施設において余裕教室が生じることが想定されます。小中一貫教育をより効果的にするとともに、施設の更新コストの削減のため、小中施設を集約することについて検討します。

3 学校再編のスケジュール

計画期間は、令和6年（2024年）から令和15年（2033年）までの10年間とし、全体を2期に分けて再編を進めるものとします。

(第1期)【令和6(2024)年～令和10(2028)年】

高萩小学校、東小学校及び高萩中学校を統合した施設一体型の義務教育学校の整備を行い、令和10年度を目標に開校します。新設校は、災害に強く、教育活動がより充実する施設をできる限り早急に整備することが、児童生徒の安全安心の確保と学びの充実につながるものと考えます。なお、新設校の校名、校歌、制服及びPTA活動などについての協議が必要であることから、学校関係者、保護者等で組織する「統合準備委員会」を設置し、義務教育学校の完成までに協議するものとし、併せて、児童生徒の事前交流なども進めます。

秋山地区及び松岡地区の各小中学校においても、令和10年度を目途に施設分離型の小中一貫教育を導入し、市内の全ての学校で小中一貫教育を開始します。

また、小中一貫教育を導入する上で、9年間を見通した教育目標の設定や目指す子ども像、地域像などを明らかにすることが大切です。小中一貫教育の軸となる独自教科の創設や重点的に取り組むべきことなどについて、調査研究を行います。

■令和10年度時点の児童生徒数・学級数の推計

学校名	児童生徒数（学級数）
義務教育学校 【高小・東小・高中】	前期(小学校)446人（17学級） 後期(中学校)240人（7学級）
秋山小学校	224人（9～10学級）
秋山中学校	156人（6学級）
松岡小学校	174人（7学級）
松岡中学校	135人（4～5学級）

※住民基本台帳を基に推計

※学級数は小学校（前期課程）は1学級35人、中学校（後期課程）は1学級40人で算出

※学級数に特別支援学級は含めず

（第2期）【令和 11(2029)年～令和 15(2033)年】

秋山地区及び松岡地区の各小中学校施設の長寿命化や小中施設の集約などの検討を行います。小中施設を集約する場合、建て替え又は既存の建物の改修が想定されます。集約の場合、十分な面積のグラウンドや建物敷地が必要です。集約については慎重に検討を行うこととします。

学校再編 市内全体スケジュール

年 学区	第1期					第2期					再編の内容
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
高萩中学校区	高萩小 東小 高萩中	・児童生徒の 事前交流			高萩小 東小 高萩中	・施設一体型の義務教育学校					<ul style="list-style-type: none"> ・高萩小と東小の2校の小学校と高萩中を統合し、施設一体型の義務教育学校を建設
	<ul style="list-style-type: none"> ・統合準備 ・小中一貫教育の研究 ・学校施設整備（設計・建築工事） 										
秋山中学校区・松岡中学校区	秋山小 秋山中	→			秋山小 秋山中	→		秋山小 秋山中	→		<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区で施設分離型の小中一貫教育の導入 ・各中学校区で施設の集約の検討
	松岡小 松岡中	→			松岡小 松岡中	→		松岡小 松岡中	→		
<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の研究 				<ul style="list-style-type: none"> ・施設集約の検討 ・施設分離型の小中一貫教育の開始 ・各施設の長寿命化、集約の検討 							

第5章 実施計画実現のための方策

新しい義務教育学校を着実に開校するとともに、市内全体で小中一貫教育を導入することができるよう、推進方法と体制を明確にします。計画を進めるにあたっては、教育や社会の多様な変化に柔軟に対応していきます。

1 推進方法

本計画である「高萩市立小中学校適正規模・適正配置実施計画」策定後は、これを基に「学校施設整備基本構想及び基本計画（以下、「基本構想」という）」の策定に着手します。基本構想では、学校のコンセプト、校舎の配置、教室数及び体育館などの具体的なイメージをつくるとともに、児童生徒の放課後の居場所づくりや通学方法などについても検討します。基本構想の策定後は、それに基づいた学校施設の基本設計及び実施設計を行い、建設に着手するものとします。

新しい学校をつくるには、各種計画を踏まえた上での建設候補地の選定や再編後の学校施設の位置づけの変更、跡地の利活用、財政計画の作成、新しい学校の機能の検討などが必要となります。このため、まちづくりや市の政策とも大きく関係するものであることから、教育委員会と市長部局が横断的に検討を行い、全庁体制でこれを推進していくものとします。

2 通学環境の整備

統合に伴い、通学距離が一定の距離を超える場合には、自転車や路線バス、スクールバスの利用を想定しています。バス路線やダイヤの変更、またスクールバスの導入などについては、関係機関と協議することとし、学校が統合することで、児童生徒や保護者の負担が大きくなるように努めます。また、通学路となる道路や歩道については、危険箇所の点検を行い、通学路の安全対策について、早期に整備できるよう調整します。さらに、信号機や横断歩道の整備についても、統合前に設置できるよう警察署や道路管理者などに働きかけます。

3 統合準備委員会及び小中一貫教育の研究

前章で示したとおり、新設校の校名、校歌、制服及びPTA活動などについての協議が必要であることから、学校関係者、保護者などで組織する「統合準備委員会」を設置し、新設校の完成までに協議するものとし、併せて、児童生徒の事前交流なども進めます。

また、本市にふさわしい小中一貫教育の研究に努めるとともに、統合までの間、各中学校区での小中一貫教育を見据えた連携を進めていきます。

4 学校跡地の利活用の検討

東小学校及び高萩中学校跡地の利活用については、その老朽化の程度や市の公共施設としてのバランスや防災、まちづくりの観点から、市長部局を含めて、学校施設整備基本構想及び基本計画と並行して検討するものとします。既存施設の用途替えや除却も含めた利活用について、将来の高萩市に過大な負担を残さないよう、財源や維持管理方法なども含めて、効果的な活用を検討していきます。

5 義務教育学校設立までのスケジュール（案）

令和6年度から学校施設整備基本構想・基本計画に着手し、最短で開校した場合のスケジュールです。学校施設整備基本構想・基本計画において、具体的に整備するものや配置、建築手法などが明確になってくるため、その内容を踏まえ、必要に応じてスケジュールを変更するものとします。

年 項目	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	
計画 構想	周知				開校 目標 年	
	学校施設整備 基本構想①・ 基本計画②					
校舎 建設	校地選定③ (用地取得)	基本設計④・ 実施設計⑤	建設工事⑥			
	統合準備委員会⑦					
開校 準備	小中一貫教育の研究等					
				児童生徒の事前交流		
跡地 利活用	利活用検討					

- ①学校施設整備 基本構想……学校の設計・工事を進める上での基本的な考え方や指針を示すもの。
 ②学校施設整備 基本計画……新設学校の規模や求められる機能等、学校建設に関する基本的な考え方を定める。また、スケジュール及び概算工事費を定める。
 ③校地選定……既存の学校の建て替え又は新たな学校用地を取得。必要に応じて農振除外、農地転用等の協議、埋蔵文化財調査等。
 ④学校施設整備 基本設計……建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめる。
 ⑤学校施設整備 実施設計……基本設計図書に基づき、機能性、デザイン性及び技術面等多方面にわたっての詳細な設計、工事費の積算、計画通知（建築確認申請）等
 ⑥建設工事……校舎棟、屋内運動場及び外構工事等
 ⑦統合準備委員会……校名、校歌、校章、制服、通学路、学校行事、PTA活動などの検討

第6章 計画を推進する上での留意事項

1 児童生徒への支援・ケア

学校統合及び小中一貫教育の導入により、児童生徒の学習環境や生活環境などが大きく変化します。このため、児童生徒の不安感をできるだけ解消し、新しい学校への期待が大きくなるよう、学校統合までの間の交流活動や交流授業を積極的に行います。また、再編後も引き続き児童生徒へのきめ細かな支援ができるよう体制を整えます。

2 学びや心のサポート体制

学校には、学習機会の提供や学力を身に付ける役割だけでなく、人としての発達・成長を促す役割もあります。人的サポートによる児童生徒へのきめ細かな支援と、発達段階に応じた教育課程を編成することにより、児童生徒が学校が楽しいと感じ、自分らしくさまざまなことに取り組むことができるような環境を整備します。

(1) スクールカウンセラー（SC）との連携強化

児童生徒や保護者が相談しやすい体制をつくるため、学校とスクールカウンセラーが連携し、状況に応じた適切な対応をとることができるようにします。

(2) スクール・ソーシャルワーカー（SSW）との連携強化

近年、学校においては、関係各所と連携・協力して取り組む必要がある複雑な課題が増加傾向にあるため、SSWと連携し、今まで以上に時間を確保し、状況に応じた適切な対応をとることができるようにします。

(3) 不登校児童生徒への支援

現在、学級に入ることが難しい児童生徒には、中学校では、別室登校する場所を設けて対応しています。高萩中学校には加配教員を配置し、校内適応教室を設置しています。小学校では、図書室登校や保健室登校など、児童の状況に応じて対応をしています。また、学校に来ることが難しい児童生徒には、学校とは別の場所に位置する教育支援センター「萩のひろば」を設置し、学校と連携して支援員による指導を行っているところです。

新しい学校は、児童生徒が学校を楽しみと思えるような施設を目指し、引き続き、児童生徒に寄り添った指導や活動をしていきます。しかしながら、学級に入ることや学校に来ることが苦しくなってしまった場合には、児童生徒の状態や気持ちに合わせて、学級、別室、教育支援センターなど、自分の居場所や学習機会を保障する場所を子ども自身が選択できるようにするとともに、個々の状況に応じた適切な支援ができるようにし

ます。

また、不登校だけでなく、病気療養、障害などにより支援が必要な児童生徒に対して、ICTを活用した支援に取り組みます。

(4) 特別支援教育の充実

児童生徒数が減少する中、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒など、特別支援教育を受けている児童生徒数は年々増加傾向にあります。また、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常の学級に8.8%程度在籍するとの推計*もあります。このような状況を踏まえると、特別支援学級だけでなく、全ての学級において発達障害などを含めた障害のある児童生徒が在籍することを前提とした学校経営・学級経営が求められており、障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っていく必要があります。

新しい学校でも、児童生徒数に応じて生活指導員兼介助員を適切に配置することで、きめ細かな指導ができるようにします。指導にあたっては、特別な支援を必要とする児童生徒の多様性を大切にできるように、専門知識や経験のある職員が指導できる体制を整えます。また、義務教育学校にすることで小学校から中学校へ切れ目のない支援が実現できるようになります。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について（令和4年12月）」
（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

3 国際理解・外国語教育の推進

小中一貫教育を導入することで、英語教育に成果を上げている学校があります。小中を通じて一貫した目標を設定し、小学校における英語授業の教科担任制の効果的な運用や中学校教員の乗り入れなどを推進します。また、市内在住の外国籍の人との交流の機会やICTを活用した海外などとのコミュニケーションを図る機会をつくり、グローバルな人材育成に努めます。

4 コミュニティ・スクールの推進

小中一貫教育の導入にあたっては、保護者や地域住民の声を聴き、共に新しい学校づくりを行うことが大切です。現在、本市では、全小中学校でコミュニティ・スクールが実施されています。地域住民と教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに活かしていきます。また、児童生徒の未来を切り拓く力を育むためには、多様な人と関わりながら、さまざまな体験を通じて学ぶことが大切です。地域の人たちと協働による特色ある教育活動・文化活動を推進し、新しい学校でも児童生徒に地域愛を育むことができるような活動をより深化させ、学校、家庭、地域及び企業などが連携し、市民一人一人が高萩市に誇りと愛着を持ち、次の時代を支え育てる「人づくり」を進めます。

5 就学前教育・高校教育とのつながり

高萩市教育大綱の基本理念である「主体的に学び、未来を切り拓く地域人の育成」のためには、義務教育の9年間だけでなく、就学前教育との円滑な接続や、高校とのつながりも大切です。生涯にわたり教育的なつながりを確保するための仕組みづくりをしていきます。

6 小中一貫教育のための体制づくり

児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう適切な教職員配置を進めるとともに、義務教育9年間の指導に対応した組織づくりをしていきます。小学校・中学校という枠を外し、それぞれの経験を活かしながら、全教職員で9年間の学びと育ちを考える組織を構築します。さらに、全ての教職員が、新しい学校をつくることや小中一貫教育を導入することへのやりがいを感じることができるようにするとともに、生き生きと働くことができる環境をつくりまします。新しい学校では、職員室や準備室などにおいても、教職員が効果的・効率的に授業の準備や研修、さまざまな校務を行うことができるような機能の充実を図ります。

7 計画期間後の学校再編

本市においては、人口減少に伴い児童生徒数が減少しており、**社人研推計によると令和32年（2050年）には令和2年（2020年）の国勢調査時と比較すると約67%減少するものと推計されています。**基本方針に定める本市の学校規模の基準である小学校では各学年2学級以上、中学校では3学級以上を満たすためには、市内の小学校及び中学校をそれぞれ一つに集約することを検討しなければなりません。また、このまま人口減少が続き、**老年人口と生産年齢人口が逆転した時代においても、持続可能な行政サービスを提供できる市政運営体制を構築し、より良い教育環境を維持するためには、教育施設に関する予算と人材を一つに集約することも必要です。**このため、児童生徒数の減少に応じ、市内の小学校及び中学校を一つに統合することも検討していきます。

■社人研推計準拠による将来人口の推移

	R2年 2020	R7年 2025	R12年 2030	R17年 2035	R22年 2040	R27年 2045	R32年 2050
0～14歳	2,691	2,076	1,601	1,339	1,173	1,028	872
15～64歳	15,026	13,120	11,852	10,413	8,726	7,380	6,228
65歳以上	9,982	10,026	9,705	9,262	8,960	8,365	7,724
計	27,699	25,222	23,158	21,014	18,859	16,773	14,824

出典：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）

付属資料

- 資料 1 令和5年5月1日現在 学区別・年齢別住民基本台帳人口
- 資料 2 【小学校】令和4年度から令和11年度までの児童数・学級数
- 資料 3 【中学校】令和4年度から令和17年度までの生徒数・学級数
- 資料 4 高萩市立小中学校の校地面積
- 資料 5 小中一貫教育制度
- 資料 6 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令における面積算出方法
- 資料 7 高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱
- 資料 8 高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿
- 資料 9 策定経過概要

資料 1 令和5年5月1日現在 学区別・年齢別住民基本台帳人口

年齢	生年月日	高萩小学区	秋山小学区	松岡小学区	東小学区	計
6歳	H29.4.2～H30.4.1	53	37	35	24	149
5歳	H30.4.2～H31.4.1	52	41	30	21	144
4歳	H31.4.2～R2.4.1	53	28	20	24	125
3歳	R2.4.2～R3.4.1	47	41	22	28	138
2歳	R3.4.2～R4.4.1	39	20	25	29	113
1歳	R4.4.2～R5.4.1	36	36	24	18	114

資料 2 【小学校】 令和4年度から令和11年度までの児童数・学級数

		高萩小学校							秋山小学校						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R4	児童数	50	50	57	50	53	58	318	54	50	47	52	50	62	315
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
R5	児童数	46	50	46	57	49	52	300	57	55	53	48	53	50	316
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
R6	児童数	53	46	50	46	57	49	301	37	57	55	53	48	53	303
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
R7	児童数	52	53	46	50	46	57	304	41	37	57	55	53	48	291
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
R8	児童数	53	52	53	46	50	46	300	28	41	37	57	55	53	271
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	2	2	11
R9	児童数	47	53	52	53	46	50	301	41	28	41	37	57	55	259
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	1	2	2	2	2	11
R10	児童数	39	47	53	52	53	46	290	20	41	28	41	37	57	224
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	2	1	2	2	2	10
R11	児童数	36	39	47	53	52	53	280	36	20	41	28	41	37	203
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	1	2	1	2	2	10

		松岡小学校							東小学校						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R4	児童数	38	43	54	63	62	53	313	24	32	30	26	29	28	169
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	1	1	1	6
R5	児童数	42	38	42	54	64	62	302	30	25	31	31	26	29	172
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	1	1	1	1	1	6
R6	児童数	35	42	38	42	54	64	275	24	30	25	31	31	26	167
	学級数	1	2	2	2	2	2	11	1	1	1	1	1	1	6
R7	児童数	30	35	42	38	42	54	241	21	24	30	25	31	31	162
	学級数	1	1	2	2	2	2	10	1	1	1	1	1	1	6
R8	児童数	20	30	35	42	38	42	207	24	21	24	30	25	31	155
	学級数	1	1	1	2	2	2	9	1	1	1	1	1	1	6
R9	児童数	22	20	30	35	42	38	187	28	24	21	24	30	25	152
	学級数	1	1	1	1	2	2	8	1	1	1	1	1	1	6
R10	児童数	25	22	20	30	35	42	174	29	28	24	21	24	30	156
	学級数	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	1	1	1	6
R11	児童数	24	25	22	20	30	35	156	18	29	28	24	21	24	144
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6

資料 3 【中学校】 令和 4 年度から令和 17 年度までの生徒数・学級数

		高萩中学校				秋山中学校				松岡中学校			
		1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
R4	生徒数	74	101	89	264	44	47	58	149	65	63	52	180
	学級数	2	3	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R5	生徒数	81	74	103	258	59	44	46	149	48	65	63	176
	学級数	3	2	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R6	生徒数	81	81	74	236	50	59	44	153	62	48	65	175
	学級数	3	3	2	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R7	生徒数	75	81	81	237	53	50	59	162	63	62	48	173
	学級数	2	3	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R8	生徒数	88	75	81	244	48	53	50	151	54	63	62	179
	学級数	3	2	3	8	2	2	2	6	2	2	2	6
R9	生徒数	77	88	75	240	53	48	53	154	43	54	63	160
	学級数	2	3	2	7	2	2	2	6	2	2	2	6
R10	生徒数	75	77	88	240	55	53	48	156	38	43	54	135
	学級数	2	2	3	7	2	2	2	6	1	2	2	5
R11	生徒数	76	75	77	228	57	55	53	165	42	38	43	123
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	2	1	2	5
R12	生徒数	77	76	75	228	37	57	55	149	35	42	38	115
	学級数	2	2	2	6	1	2	2	5	1	2	1	4
R13	生徒数	73	77	76	226	41	37	57	135	30	35	42	107
	学級数	2	2	2	6	2	1	2	5	1	1	2	4
R14	生徒数	77	73	77	227	28	41	37	106	20	30	35	85
	学級数	2	2	2	6	1	2	1	4	1	1	1	3
R15	生徒数	75	77	73	225	41	28	41	110	22	20	30	72
	学級数	2	2	2	6	2	1	2	5	1	1	1	3
R16	生徒数	68	75	77	220	20	41	28	89	25	22	20	67
	学級数	2	2	2	6	1	2	1	4	1	1	1	3
R17	生徒数	54	68	75	197	36	20	41	97	24	25	22	71
	学級数	2	2	2	6	1	1	2	4	1	1	1	3

資料 4 高萩市立小中学校の校地面積

(単位：㎡)

施設名	建物敷地	運動場	施設名	建物敷地	運動場
高萩小学校	12,108	15,249	高萩中学校	17,824	28,091
秋山小学校	10,731	11,376	秋山中学校	12,290	18,845
松岡小学校	12,704	6,588	松岡中学校	7,600	13,130
東小学校	9,936	12,590			

資料 5 小中一貫教育制度

小学校から中学校への円滑な接続（いわゆる中 1 ギャップの解消など）を促すため、児童生徒の発達段階などを踏まえて、義務教育 9 年間を通して一貫した教育課程のもとに教育の取組を行うことです。

■ 小中一貫教育に関する制度の類型

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校
就業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許で前期課程、中学校免許で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定 指導内容の入替え・移行	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
標準規模	18 学級以上 27 学級以下	小学校、中学校それぞれ 12 学級以上 18 学級以下
通学距離	概ね6km以内	小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

■ 小中一貫教育における施設の形態

○施設一体型

小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置し、義務教育9年間を一貫して教育を行う指導形態。校舎施設のハード面の一本化に加えて、学校運営方針や学習内容などのソフト面も一本化することで、隣接型の教育をさらに発展させた教育に取り組める。

○隣接型

小学校と中学校が壁等で隣接していたり、道路一本で隔てられたりしている小・中学校の連携形態。小学校と中学校とが隣接している場合は、「連携型」と同様の取組以外に、学校ごとの独自性を維持しながら、より進んだ小中一貫した教育を行うことができる。また、児童生徒や教員が移動する際に安全面が確保されることや、移動の時間短縮、活動時間の効率化・有効化を図ること、さらに、特別教室などの施設を共有するなど、より一体感のある小中一貫した教育を行うことができる。

○連携型（施設分離型）

小・中学校が離れた場所に設置している場合の小中一貫した教育の取組。

■ 小中一貫教育のメリット・デメリット

メリット

○小学校から中学校への接続がスムーズに行うことができ、中 1 ギャップ、不登校の減少につながる

○小学校時の学習で定着しきれなかった内容を中学校の課程において補うことが容易になる

○異年齢とのコミュニケーションの機会が増える

○小学生の中学生へのあこがれや中学生の小さい子への思いやりが育まれる

○小学校の時から子どもを見続けている先生が中学校にもいるので安心である

○学力調査などの平均正答率の上昇

○教職員の児童生徒理解や指導方法の改善意欲の高まり など

デメリット

○小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学する充実感がなくなる可能性がある

○小学生が中学生をこわがってしまうのではないかという心配がある

○小学校と中学校の組織文化、習慣の違いが大きく、その調整に時間がかかるなど

資料 6 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令における面積算出方法

〈学級数に応ずる校舎必要面積〉（構造：RC，単位：平方メートル）

学級数	面積の計算方法	
	小学校	中学校
1 学級及び 2 学級	$769+279 \times (N-1)$	$848+651 \times (N-1)$
3 学級から 5 学級まで	$1,326+381 \times (N-3)$	$2,150+344 \times (N-3)$
6 学級から 11 学級まで	$2,468+236 \times (N-6)$	$3,181+324 \times (N-6)$
12 学級から 17 学級まで	$3,881+187 \times (N-12)$	$5,129+160 \times (N-12)$
18 学級以上	$5,000+173 \times (N-18)$	$6,088+217 \times (N-18)$

1. N…学級数（特別支援学級を除く）
2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級 1 学級につき 168 平方メートルを加えた面積とする。
3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積に小学校では 1.108、中学校では 1.085 を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積に小学校では 1.180、中学校では 1.105 を乗じて得た面積とする。
4. 義務教育学校にあっては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期

課程を中学校とそれぞれみなして計算した面積を合計した面積

〈学級数に応ずる屋内運動場（体育館）必要面積〉（単位：平方メートル）

小学校		中学校	
学級数	面積	学級数	面積
1 学級から 10 学級まで	894	1 学級から 17 学級まで	1,138
11 学級から 15 学級まで	919	18 学級以上	1,476
16 学級以上	1,215		

1. 義務教育学校にあつては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして計算した面積を合計した面積

〈参考〉

■建設費等の概要

令和 10 年の学級数で高小、東小及び高中を統合して義務教育学校を建設した場合の想定費用

校舎面積	体育館面積	計	概算費用	参考㎡単価
9,736 ㎡ (前期 5,895+後期 3,841)	1,215 ㎡	10,951 ㎡	36 億 5,800 万円	33.4 万円

※想定条件 前期（普通学級 17 学級、特別支援学級 3 学級、多目的教室）、後期（普通学級 7 学級、特別支援学級 2 学級）設計費用、造成工事、外構工事は含まず。

出典：建築着工統計調査（2022 年国交省）

資料 7 高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高萩市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模・適正配置をするため、高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、高萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 学校関係者
- (3) 未就学児及び小中学校の児童生徒の保護者
- (4) 地域代表者
- (5) 市議会議員の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長の各一人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員には、予算の範囲内において報償金を支払う。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

この要綱は、第2条に基づく報告を行った日限り、その効力を失う。

資料 8 高萩市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿

(順不同 敬称略 氏名の◎は委員長、○は副委員長)

選出区分	氏 名	所 属	在任期間
有 識 者	◎ 加 藤 崇 英	茨城大学大学院教育学研究科教授	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	稲 野 邊 親	茨城キリスト教大学文学部 児童教育学科 准教授	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
学 校 関 係 者	○ 小 池 洋 一	高萩市小中学校校長会会長 秋山中中学校校長	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 31 日
	八 重 樫 弘 子	高萩市教育研究会会長、 秋山小学校校長	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 31 日
	○ 國 井 春 美	高萩市小中学校校長会会長 東小学校校長	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	大 谷 勝 一	高萩市小中学校校長会副会 長、高萩中学校校長	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	岡 部 晃 美	たかはぎ認定こども園園長	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	今 橋 優 子	認定こども園同仁東保育園園 長	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
未就学児及び 小中学校の児 童生徒の保護 者	綿 引 このみ	認定こども園、小学校保護者	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	小 室 博 子	保育園、小学校保護者	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	徳 永 彩 香	認定こども園、小学校保護者	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	坏 栄 樹	高萩市 PTA 連絡協議会副会 長、中学校保護者	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	斉 藤 えり奈	小学校保護者	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	篠 原 智 子	小学校、中学校保護者	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 5 年 3 月 31 日
	神 代 みゆき	小学校、中学校保護者	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
地 域 代 表 者	大 足 光 司	学校運営協議会（高萩東コミュニ ィ・スクール）会長	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	大 武 時 男	社協山手地区北支部事務局長 民生委員	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
	田 邊 主 計	元上手綱下常設区常設委員	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日
市議会議員の 代表者	今 川 敏 宏	高萩市議会議長	令和 4 年 5 月 25 日 ～令和 5 年 11 月 21 日
	寺 岡 七 郎	高萩市議会議長	令和 5 年 12 月 25 日 ～令和 6 年 3 月 0 日

資料 9 策定経過概要

	期 日	検討委員会	その他	内 容
令和4年度	5月25日	第1回		<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・諮問 ・児童生徒数・学級数及び学校施設の現状 ・アンケートの実施
	6月10日 ～7月1日		教職員対象意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校に勤務する教職員を対象とした小中学校の適正規模に関する意識調査 回答数 135人
	7月1日 ～7月15日		保護者・市民対象意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児、小中学校児童生徒の保護者等を対象とした意識調査 配布数 2,500件、回収数 1,553件、回収率 62.1%
	7月29日	第2回		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針骨子（案）について ・小規模校のメリット・デメリットについて ・アンケート結果（教職員対象）の中間報告
	10月25日	第3回		<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析結果報告 ・基本方針案（高萩市が目指す学校規模、配置方針）の検討
	1月24日	第4回		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案（高萩市が目指す学校規模、配置方針）の検討 ・答申
	2月8日 2月16日 2月24日		松岡 CS 高萩東 CS 秋山 CS	<ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティ・スクールへの説明 ・高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針案の説明
	2月22日		高萩市議会議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市立小中学校適正規模・適正配置基本方針案の説明
	2月27日～ 3月13日		パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案についての市民の意見を募集
	3月23日			<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表
令和5年度	5月26日	第5回		<ul style="list-style-type: none"> ・諮問（実施計画の策定） ・委嘱状交付 ・学校適正規模化のため対応策の検討
	6月30日		先進地視察	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市玉里学園義務教育学校及び北茨城市立磯原中学校視察
	8月21日	第6回		<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（案）の検討① ・学校視察を踏まえた意見交換
	10月23日	第7回		<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（案）の検討② ・学校施設再編パターンの検討
	12月1日		高萩市議会議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高萩市立小中学校適正規模・適正配置実施計画案の説明
	12月25日	第8回		<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（案）の検討③
	2月4日		保護者・その他市民対象	<ul style="list-style-type: none"> ・学校再編(学校適正配置)に向けた説明会 会場：高萩市総合福祉センター
	2月6日 2月21日 2月22日		松岡 CS 秋山 CS 高萩東 CS	<ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティ・スクールへの説明 ・実施計画案の説明
	2月20日	第9回		<ul style="list-style-type: none"> ・説明会、CSでの意見等の説明 ・答申
	3月〇日～ 〇月〇日		パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画案についての市民の意見を募集